

平成 25 年 3 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社大和証券グループ本社  
代表者名 執行役社長 日比野 隆司  
コード番号 8 6 0 1 東証・大証・名証(第 1 部)

### リテラ・クリア証券株式会社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社大和証券グループ本社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 25 年 1 月 29 日開催の執行役会において、リテラ・クリア証券株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 25 年 2 月 4 日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが平成 25 年 3 月 4 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社大和証券グループ本社  
東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

##### (2) 対象者の名称

リテラ・クリア証券株式会社

##### (3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式  
新株予約権

イ 平成 21 年 6 月 25 日開催の対象者定時株主総会及び平成 21 年 9 月 8 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」といいます。）

ロ 平成 21 年 6 月 25 日開催の対象者定時株主総会及び平成 22 年 3 月 30 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 3 回新株予約権」といいます。）及びイ及びロの新株予約権を総称して、「本新株予約権」といいます。）

##### (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
11,861,866 (株)	(株)	(株)

(注 1) 本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 買付予定数については、本公開買付けにより当社が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。本公開買付けにより当社が取得する対象者の株券等の最大数は、対象者が平成 24 年 12 月 26 日に提出した第 68 期中 半期報告書（以下「本半期報告書」といいます。）に記載された平成 24 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（14,622,533 株）に、本半期報告書に記載された平成 24 年 11 月 30 日現在の本新株予約権の目的となる対象者株式の合計数（548,500 株。本半期報告書

に記載された平成 24 年 9 月 30 日現在の本新株予約権の目的となる対象者株式の合計数( 557,500 株 ) から 9,000 株減少しておりますが、かかる減少は、新株予約権の失効を原因とするものであるため、対象者の発行済株式総数に変動はありません。)を加え、本半期報告書に記載された平成 24 年 9 月 30 日現在の対象者の保有する自己株式の数( 2,040,307 株 )及び当社が保有する株式数 1,268,860 株を控除した株式数( 11,861,866 株 )になります。

(注 3) 本公開買付けにおいては、対象者の単元未満株式についても買付け等の対象となります。

(注 4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

#### ( 5 ) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成 25 年 2 月 4 日(月曜日)から平成 25 年 3 月 4 日(月曜日)まで( 20 営業日)

対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は平成 25 年 3 月 18 日(月曜日)まで( 30 営業日)となる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

#### ( 6 ) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 240 円

新株予約権

イ 第 2 回新株予約権 1 個につき、金 1 円

ロ 第 3 回新株予約権 1 個につき、金 1 円

## 2. 買付け等の結果

### ( 1 ) 公開買付けの成否

本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### ( 2 ) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。)第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 25 年 3 月 5 日に報道機関に公表いたしました。

### ( 3 ) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株 券	5,789,554 (株)	5,789,554 (株)
新 株 予 約 権 証 券		
新 株 予 約 権 付 社 債 券		
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ( )		

株券等預託証券 ( )		
合計	5,789,554	5,789,554
(潜在株券等の数の合計)		( )

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	12,688 個	(買付け等前における株券等所有割合 10.08%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	9,316 個	(買付け等前における株券等所有割合 7.40%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	70,584 個	(買付け等後における株券等所有割合 56.10%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	6,157 個	(買付け等後における株券等所有割合 4.89%)
対象者の総株主の議決権の数	125,765 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において、府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、本半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、本半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(14,622,533株)から、本半期報告書に記載された同日現在の対象者が保有する自己株式の数(2,040,307株)を控除した株式数(12,582,226株)に係る議決権の数(125,822個)として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

決済の開始日

平成25年3月13日(水曜日)

決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代

理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、当社が平成 25 年 1 月 29 日付で公表した「リテラ・クリア証券株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社大和証券グループ本社

東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

以 上